

回収容器の設置、管理等

第 9 条 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

（解説）

1. 本条第 1 項は、自動販売機により飲食料を販売する者が空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理することが重要であることから、自動販売機により飲食料を販売する者の義務を規定したものである。
2. 本条第 1 項に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。
3. 「回収容器」とは、空き缶等（空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器をいう。以下同じ。）を回収するための容器をいう。
4. 本条第 2 項は、回収した空き缶等の再資源化について、自動販売機により飲食料を販売する者の努力義務を規定したものである。